

慰謝料請求控訴事件について

1 事件の概要

控訴人の主張によると事件の概要は、次のとおりである。

- (1) 控訴人は、地方公務員法の特別職の地方公務員であったものである。
- (2) 葛飾区は、平成17年4月1日、学校におけるいじめや不登校等の問題行動の未然防止や解決を図るためのスクールカウンセラーとして控訴人を任用した。
- (3) 任用の条件は、期間を1年間、報酬を時給2,000円等とするものであり、葛飾区は、任用期間満了後も2回にわたり控訴人を再任用し、反復継続して控訴人を任用してきた。
- (4) 控訴人は、平成19年12月25日、教育委員会指導室の指導主事と次年度の再任用に関する面談を行い、指導主事から控訴人に対して次年度の再任用を約束する言葉があった。
- (5) その後も再任用を前提とする協議が行われたが、平成20年2月29日、指導主事より突然電話が入り、来年度の採用はありませんと通告され、再任用を拒否された。
- (6) 葛飾区が控訴人の再任用を拒否した理由は、控訴人が保護者に対して繰り返し高額な費用のかかる講習会を勧めたことにあるとするが、講習会を繰り返し勧めた事実はない。
- (7) 控訴人は、葛飾区に対し、地方公務員として再任用されるものとの期待権を不当に侵害されたとして、国家賠償法に基づき慰謝料及び遅延損害金の支払いを求める訴えを東京地方裁判所に提起したが認められなかったため、これを不服として東京高等裁判所に控訴を提起したものである。

2 訴訟の内容

- (1) 事件名 平成22年(ネ)第3899号 慰謝料請求控訴事件
- (2) 裁判所 東京高等裁判所第5民事部
- (3) 控訴人 山梨県
- (4) 被控訴人 葛飾区
- (5) 請求の趣旨

ア 原判決を取り消す。

イ 葛飾区は、控訴人に対し、金200万円及びこれに対する平成20年2月29日から支払い済みに至るまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

ウ 訴訟費用は、第一審及び第二審とも葛飾区の負担とする。

3 事件の経過

- (1) 平成20年12月24日 訴えの提起（区へ訴状が送達されたのは、平成21年2月2日）
- (2) 平成22年4月26日 第一審判決言渡し
- (3) 平成22年5月21日 控訴の提起（区へ控訴状が送達されたのは、平成22年7月29日）
- (4) 平成22年9月22日 第1回口頭弁論

4 区の方針

本件については、特別区人事・厚生事務組合法務部にその処理を依頼済みである。